

口座売買は犯罪です！

口座（通帳・キャッシュカード、インターネットバンキング等）の譲渡・売買の不正利用は、決して行わないようにしてください。

預金規約では、第三者による口座の利用を禁止しています。

①次のような者は、1年以下の懲役または100万円以下の罰金またはその両方に処せられます。

- (1) 他人になりすまして口座を利用する目的で、通帳・キャッシュカード等を譲り受けた者
- (2) 他人になりすまして口座を利用する目的があることを知ったうえで、通帳・キャッシュカード等を譲渡した者
- (3) 正当な理由なく、有償により、通帳・キャッシュカード等を売買した者

②業として①の罪に当たる行為をした者は、3年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金またはその両方に処せられます。

③①の行為をするよう人を勧誘し、または広告その他これに類似する方法により誘引した者も①と同様です。